

虐待防止のための指針

〈デイサービス ママメイト〉

当事業所における虐待防止のための指針を、次のとおり定める。

1. 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

高齢者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為に該当することもある許されざる行為である。当事業所では、虐待は身体的な虐待だけでなく幅広く利用者の尊厳を侵害する言葉や言動があることを理解し、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、虐待防止に向けた意識を持ち、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め虐待をしない支援の実施を目的とします。

2. 虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じる、若しくは生じる恐れのある行為を加える。または、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

※蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等

(2) 介護の放棄・放任(ネグレクト)

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

※自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、話しかけられても無視する、拒否的態度を示す等

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

※「そんなことすると外出させない」など言葉による脅迫、「何度言えば分かるの」など心を傷つけることを繰り返す。成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。

※性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るよう強いる、裸の写真や映像を撮る等

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

※利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分

事業所においては利用者に対する上記の虐待を禁止する。上記の物以外にも、虐待と思われる「不適切なケア」を行わないこととする。

3. 虐待防止のための具体的措置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における虐待を防止するため、利用者及びそのご家族等からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

- ・事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置する。
- ・委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。
- ・委員会は、年一回以上かつ必要に応じて担当者が招集する。
- ・委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が決める。
 - ア、虐待防止のための職員研修の内容等に関する事
 - イ、虐待等について、職員が相談・報告できる体制設備に関する事
 - ウ、職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関する事
 - エ、虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
 - オ、再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関する事

(3) 職員研修の実施

- ・職員に対して虐待の防止に関する基礎的内容等と併せて、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。
 - ア、虐待防止法の基本的考え方の理解
 - イ、高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解
 - ウ、虐待の種類と発生リスクの事前理解
 - エ、早期発見・事実確認と報告等の手順
 - オ、発生した場合の改善策
- ・定期的な教育・研修の実施（行政等他機関による研修を含む）
- ・新任者に対する身体拘束のための研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

(4) その他の取り組み

- ・提供する居宅サービスの虐待に繋がりがねない不適切なケアの発見・改善
- ・職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与
- ・本指針等の定期的な見直しと周知

4. 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者等の虐待に気づくことは難しいと認識し、日頃から虐待兆候を拾い早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに市町村へ報告しなければならない。

5. 指針の閲覧

「虐待防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

附則

本指針は、令和5年4月1日より施行する。